

一般社団法人 高根コミュニティラボわあら 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人高根コミュニティラボわあらと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟県村上市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、村上市、特に高根地区が活力あふれ個性豊かな地域社会となるよう、ひとづくり、まちづくり等地域社会の豊穰化のための諸活動を行い、地域内外の団体、世代をつなぐプラットフォームとしての機能を果たすとともに、地域経済の振興及び文化の発展・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空き家対策・利活用事業
- (2) 移住・定住促進事業
- (3) 高齢者及び障害者支援事業
- (4) 子育て支援事業
- (5) 第一次産業の振興に関わる事業
- (6) 景観・環境保全事業
- (7) パートナーシップ推進事業
- (8) 都市・農山村交流事業
- (9) 地域活性化のための調査研究・人材育成事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、監事を置く。

第2章 社員

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(退社)

第11条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第12条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(開催)

第15条 定時社員総会は、年1回、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第16条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(開催地)

第17条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第18条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第20条 各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員設置)

第23条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上5名以内
- (2) 監事 1名以上

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内で終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第26条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第31条 基金の募集、割当て及び払い込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続き)

第33条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び収支決算)

第35条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後代表理事が作成し、監事の監査を受けた上で定時社員総会に提出しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。)に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員)

第42条 当法人の設立時の理事、設立時の代表理事及び設立時の監事は次のとおりである。

設立時理事	鈴木信之
設立時理事	吉野奈保子
設立時代表理事	遠山真治
設立時監事	遠山充
設立時監事	遠山俊之

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第43条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

新潟県村上市高根728番地
能登谷 創
新潟県村上市高根728番地
能登谷 愛貴

(法令の準拠)

第44条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

この定款は平成28年5月31日から施行する。